



Title	戦間期の樺太財政と森林の払下
Author(s)	平井, 廣一
Citation	経済学研究, 45(3), 81-107
Issue Date	1995-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32010
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(3)_P81-107.pdf



戦間期の樺太財政と森林の払下

平 井 廣 一

はじめに

1907(明治40)年4月、樺太庁特別会計が関東都督府特別会計と同時に設置された。台湾総督府に続いて2番目の特別会計であった。

すでに前稿¹⁾で検討したように、第一次大戦までの樺太財政は漁業料収入と一般会計からの補充金が歳入の大部分を占め、国有林であるエゾ松とトド松を払下げて獲得する森林収入はそれほど比重を占めなかった。ところが第一次大戦が勃発し、特にスウェーデンパルプの輸入が激減し自給化が叫ばれるようになって以降、パルプ工場向け払下の森林収入は予算を大きく上回って急激に増加し、1919年度には1000万円をこえた。またその反面、森林収入は成長した木材を100年間で輪伐するいわゆる天然更新法によって切出した木材を払下げて確保する方針が採用され、財政支出を伴う造林事業はまったく考慮されていなかった。したがって戦間期以降樺太の経済開発が一応軌道に乗り、さしあたって鉄道や道路の敷設が進行すると、本国政府によって事業公債の発行が抑制されるなかで樺太庁はその財源を森林の払下収入に依存していくことになるのである。

そこで本稿は歳入面で森林収入に決定的に依存した戦間期の樺太財政の特質を明らかにする。すなわち、森林収入の太宗をなしたエゾ松とトド松の払下はどのようにしておこなわれたのか、特にパルプ資本との関係はどのようなも

のだったのか、またパルプ資本以外への払下はいつ、どのようにおこなわれたのかを明らかにする。そしてその払下過程が樺太の国有林経営、ひいては歳入構造をどのように再編していったのかを検討する。

次に歳出面では、まず1920年代と30年代の全体構造を概観し、それぞれの時期にいかなる経費の支出に重点が置かれていたかを把握する。樺太の場合、とりわけ重要なのがいわゆるインフラ投資を担う「経済開発費」であって、この経費はどのように支出されていったかに注意したい。そうすることによって成立期とは比較にならないほど規模を拡大した樺太財政の全体像を通じたいわば「樺太型植民地経営」の一面がうかびあがることになろう。

1. 歳入の概観

戦間期の樺太財政の全体像をつかむために、歳入出の規模を予算と決算にわけて検討しよう(表1)。まず予算規模の推移をみれば、1930年度まではなだらかな谷をはさんで膨張を続けた後33年度まで縮小に転じ、翌34年度から再度膨張している。そして日中戦争直前の1936年度には1920年度の約3倍の規模をもつにいたる。

次に歳入決算は、予算と同様に20年代を通して膨張を続けた後、30年度から33年度まで減少、以後増加という動きをする。注意すべきは、1924、29～32年度の5ヵ年を除くすべての年度で決算は予算額を上回り、その超過額は特に1934年度以降予算の5割以上にものぼっていることである。逆に歳出決算は、予算を下回ってい

1) 「樺太植民地財政の成立」(北大『経済学研究』第43巻第4号、1994年3月)

表1 歳入出の予算と決算 (1,000円)

	歳入出予算	歳入決算	歳出決算
1920	9,865(100)	11,395(100)	8,285(100)
21	14,116(143)	15,773(138)	12,066(146)
22	18,329(186)	20,801(183)	18,048(218)
23	18,098(183)	21,452(188)	19,284(233)
24	20,490(208)	19,358(170)	19,279(233)
25	17,846(181)	18,679(164)	18,060(218)
26	18,791(190)	22,322(196)	17,734(214)
27	20,154(204)	26,877(236)	19,982(241)
28	26,103(265)	32,646(286)	25,691(310)
29	33,073(335)	32,340(284)	28,587(345)
30	34,779(353)	26,545(233)	24,629(297)
31	26,124(265)	23,370(205)	21,180(256)
32	26,531(269)	22,638(197)	20,864(252)
33	23,567(239)	27,841(244)	22,215(268)
34	25,929(263)	40,040(351)	24,700(298)
35	28,703(291)	42,905(377)	27,462(331)
36	32,883(333)	48,469(425)	33,228(401)

大蔵省『樺太庁特別会計歳入歳出決定計算書』各年度版により作成。

る年度がほとんどで、特に29～32年度の差が著しい。したがって当該期の樺太財政は多額の前年度剰余金繰入を抱えこむことになり、その傾向はとりわけ33年度以降顕著であるといえる。

表2は歳入決算額の推移である。まず租税収入は相変わらず低位で、全期間を通して10%を若干上回るのが2年度しかなく、しかも1934年度からは構成比も低下している。それでも当該期は租税の新設が相次いだ。まず、1921年には市街宅地税(同表では地税)、酒造税、醤油税の三税が創設された。市外宅地税は土地所有者より土地台帳に登録してある地価によって、一級は地価の1000分の5、二級は1000分の3を徴収するものである²⁾。酒造税は樺太庁設立時には営業税に含まれていた課税対象を独立して課税したもので、酒類の製造者への造石課税であった³⁾。醤油税も酒税と同様営業税から独立したもので、醪と溜にそれぞれ造石税が課せられた

表2 歳入構成(決算)

	租 税 収 入							官 業 収 入		
	地税	営業税	所得税	酒造税	漁業税	鉱業税	その他とも計	森林収入	鉄道収入	郵便電信収入
1920	—	401	403	—	—	—	1,041(9.1)	1,267	718	535
21	7	288	173	258	—	—	1,121(7.1)	2,948	815	618
22	7	271	255	351	—	95	1,056(5.1)	2,264	1,157	839
23	7	280	324	485	185	67	1,423(6.6)	2,951	1,901	1,007
24	8	339	356	525	167	82	1,570(8.1)	4,260	2,196	1,144
25	8	370	398	625	133	79	1,799(9.5)	3,973	1,752	1,343
26	8	407	537	630	158	70	1,965(8.8)	7,467	1,917	1,546
27	9	442	557	857	177	95	2,530(10.5)	8,374	2,106	1,846
28	9	242	373	872	202	108	1,811(7.0)	8,276	3,655	1,831
29	9	353	597	979	160	162	2,260(7.9)	7,036	4,770	1,912
30	9	576	471	849	115	146	2,388(10.9)	9,591	4,453	1,777
31	9	308	396	599	129	127	1,569(8.7)	8,465	4,000	1,610
32	10	178	275	549	109	119	1,241(7.2)	8,005	3,865	1,568
33	10	175	197	618	79	118	1,197(5.1)	11,602	4,366	1,692
34	10	392	240	889	124	153	1,809(7.2)	21,681	5,277	1,863
35	10	392	257	1,036	110	150	1,956(6.3)	15,210	5,518	2,040
36	10	454	317	1,093	124	218	2,216(4.7)	19,068	6,126	2,171

大蔵省『樺太庁特別会計歳入歳出決定計算書』各年度版により作成。—は数値なし。

(備考)

①1928年度から営業税にかわって営業収益税となる

②鉄道収入には1934年度から自動車収入を含む

2) 大蔵省編纂『明治大正財政史』第19巻, 1020～1021頁。

3) 同前書, 1053～1054頁。

が、「生活必需品に対する課税免除」の趣旨に従い1927年に廃止されている⁴⁾。このうち酒造税のみが所得税および営業税とともに税収上柱となる租税である。

所得税は1920年度から法人所得に限って課税していたのを22年度から新たに配当・利子および個人所得に課税してそれぞれ第二種・第三種所得税とし⁵⁾、その結果樺太における所得税は三種類に区分されて、日本本土および台湾と同様の制度となった（朝鮮は1934年に第三種所得税を創設⁶⁾）。その他、地税はほとんど税額としては意味をもたず、また従来漁業料にかわって漁業税が1923年に生産価格を課税標準として導入され、当該期は鉱業税とほぼ同等の税収をあげている。

樺太の歳入を特徴づける項目として官業収入中の森林収入と1923～29年度と36年度に計上されている官行斫伐収入がある。前者はそれまで

と同じ国有林の払下収入であるが、後者は1919年に樺太南部で発生した松毛虫による被害木を樺太庁が直営で丸太にして販売したものである⁷⁾。斫伐収入はとくに1925・26年度では金額が大きく歳入全体に占める比率は30%にもなり、そのうえいわば事故木の払下収入であるからその分財政収入を不安定にする要因ともなっている。

公債金も金額の動きが大きく、1922年度まではかなりの額が繰入れられていたにもかかわらず、翌23年度は突然100万円代に落込み29・30年度、34～36年度はほとんど皆無といってもよい額である。植民地の公債収入は鉄道、道路、港湾などの社会資本（いわゆるインフラ）投資にむけられるのが普通であり、その意味では樺太の投資はそれだけ継続性を欠き、しかも34年度以降の公債繰入の中止は、樺太財政にとっていわば自前の開発財源の調達を迫られることを意

(1,000円)

その他とも計	官行斫伐収入	公債金・借入金	補 充 金	前年度剰余金繰入	その他とも総計
2,656(27.3)	—	3,381(31.9)	770(9.7)	2,022(22.0)	11,395(100.0)
4,553(28.9)	—	4,173(26.5)	1,443(9.2)	3,110(19.7)	15,773(100.0)
4,483(25.4)	—	7,608(39.5)	1,100(9.2)	3,708(20.8)	20,801(100.0)
6,116(28.5)	3,815(17.8)	1,475(6.9)	1,786(8.3)	2,754(12.8)	21,452(100.0)
7,906(43.3)	4,785(27.7)	—	1,000(7.1)	2,168(13.3)	19,358(100.0)
7,369(40.7)	5,325(30.7)	1,700(11.3)	900(6.1)	78(1.7)	18,679(100.0)
11,279(52.5)	3,476(16.8)	1,786(9.8)	1,577(8.6)	619(3.3)	22,322(100.0)
12,704(48.3)	1,155(5.4)	1,845(8.0)	2,030(8.7)	4,588(18.2)	26,877(100.0)
14,154(45.3)	3,653(13.1)	1,858(6.3)	2,030(7.2)	6,895(21.1)	32,646(100.0)
14,173(44.8)	3,385(12.4)	5(0.1)	3,100(11.5)	6,955(23.3)	32,340(100.0)
16,228(63.5)	—	—	1,600(8.3)	3,752(17.3)	26,545(100.0)
14,420(63.7)	—	1,408(8.1)	1,600(8.9)	1,915(10.6)	23,370(100.0)
13,790(62.9)	—	1,656(9.3)	1,600(9.0)	2,189(11.6)	22,638(100.0)
18,051(66.3)	—	2,955(12.6)	1,600(7.7)	1,775(8.3)	27,841(100.0)
29,279(73.9)	—	5(0.1)	1,000(4.3)	5,627(13.6)	40,040(100.0)
23,138(55.8)	—	—	—	15,339(37.9)	42,905(100.0)
27,768(58.0)	1,925(4.2)	—	—	15,442(33.1)	48,469(100.0)

4) 同前書, 1065・1071頁。

5) 同前書, 1027～1032頁。

6) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第16巻(東

洋経済新報社, 1961年) 125頁。

7) 樺太庁森林作業所編纂『樺太庁臨時森林作業所官行斫伐事業史』(1927年) 1頁。

表3 森林収入の内訳

(1,000円)

	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
『予算書』予算	1,997	2,249	2,035	2,035	2,863	4,998	6,230	6,230	11,553	12,416	8,704	7,368	6,971	10,288	12,593	16,246
『決算書』決算	2,947	2,264	2,950	4,259	3,972	7,467	8,374	8,275	7,036	9,590	8,464	8,004	11,601	21,680	15,209	19,068
『森林統計』森林収入決算額	2,614	2,828	2,988	4,395	3,892	8,084	8,418	8,365	10,316	9,640	8,465	8,004	11,598	21,679	15,209	19,066
立木売払代	2,614	2,750	2,909	4,301	3,874	7,846	7,983	8,006	6,654	6,243	6,857	5,835	9,151	18,792	12,919	10,524
差額金	—	73	72	81	—	127	100	268	125	195	336	808	34	—	—	—
違約および弁償金	—	—	—	—	30	105	332	85	174	239	—	—	—	—	—	—
副産物売払代	—	1	1	3	2	3	2	4	0	1	0	1	3	4	3	6
官行丸太売払代	—	—	—	—	—	—	—	—	3,361	2,961	1,271	953	1,981	2,724	2,286	2,542
繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	405	429	158	0	6,010

『樺太森林統計』各年度版により作成。同統計書は第1回の刊行が1923年度であり、1920年度の決算額の内訳は記載されていない。…は不明

(備考) 1931年度から「違約および弁償金」は『森林統計』の「森林収入決算額」から除外されている。また1929年度の決算書には官行丸太売払代が「官行所伐収入」として計上されているため「森林収入」が少なく表示されている。

味するのである。

一般会計からの補充金は歳入総額の約10%弱を占めるが、公債金繰入がなくなった1934年度に同時に支給を中断され、1940年度に復活する⁸⁾。したがって当該期の樺太財政は一般会計から一時的に「独立」したことになる。この1934年度は同表によれば租税の比率が減少し、かわって官業収入が70%を越え、しかもその翌年の前年度剰余金収入を3倍にするなど、樺太財政が画期的に変化した年度である。そして官業収入のなかでは森林収入が飛躍的に伸びた年でもあり、このような点からも同年度以降の森林収入の動向には、官業収入が全体の約半額を占め森林収入が倍増する1926年度とともに注意を払う必要がある。

前年度剰余金は予算・決算とも1926年度頃まではそれほどでもないが、森林収入の激増とともに巨額となり、歳出決算の抑制(表1)とともに膨張していく。またこの剰余金は予算を大きく上回って発生しており、このことは予算を作成する段階では歳入に繰入れることのできる剰余金が相対的に少額で、したがってそれを引当てにする歳出の増額にも限度が生じていることを意味している。そこで樺太庁は財政運営上ますます森林収入と公債、そして一般会計からの補充金に依存せざるをえなくなるのである。

2. 森林収入の推移

はじめにその総額と内訳を示した表3をみよう。上段は帝国議会で予算と決算の審議に付される大蔵省編纂の予算書と決算書(正確にはそれぞれ『樺太庁特別会計歳入歳出予算計算書』・『樺太庁特別会計歳入歳出決定計算書』)の「森林収入」、下段は樺太庁林務課による『樺太森林統計』の「森林収入」の数値である。国家財政という点からは、樺太庁特別会計の予算決算を議会ひいては国民に対して開示した予算書と決算書の計数が決定的に重視されねばならないことはいうまでもない⁹⁾。一方、『樺太森林統計』は植民地樺太の林務行政を遂行する林務課—林務署のいわば作業報告書の性格をもつ。同表では、決算書と森林統計の決算額の数値は1928年度以降時代が下るほど一致をみており、『森林統計』をもとにして決算書が作成されたことを意味している。

さて予算書に現れた森林収入の動きをみる

9) 戦前の樺太材を含むいわゆる北洋材の生産および流通構造に関する唯一ともいってよい業績である萩野敏雄『北洋材経済史論』は、『樺太森林統計』を用いて樺太材の売払について一定の分析を加えているが、払下の量的側面が中心で、価格に関する検討がない。ここでは財政史という観点から金額の推移に焦点を当てて樺太森林の払下の特質に迫ってみたい。

8) 昭和財政史第16巻, 356頁。

と、1926・27年度に急速な伸びをみたあと、29年度にさらに画期的な増加を示し、いったん33年度にかけて急減する。そして翌34年度には29年度の水準に回復し、36年度に再び増加していることがわかる。なかでも1921年度から25年度まで200万円代にとどまっていた同収入が突如2倍となった1926年度はきわめて異常な年度である。

さらに驚くべきことには、同表で予算書と決算書の数値を比べると、両者は1922年度を除くすべての年度で大きく開き、そのほとんどで決算が予算を上回っている。とくに1924・26・33・34年度などは決算が予算の2倍にも達しており、先に注意を促しておいたように1934年度からはその開きが著しい。反対に1929・30の両年度はそれまでの傾向から一転して決算が予算を大幅に下回っている。こうした森林収入の振幅の大きさは樺太財政の運営をきわめて不安定なものにし、加えて決算が予算を上回る年には予算をほとんど無視した払下げが実施されているということもまた明白である。

次に森林収入の内訳を調べると、1928年度までは立木代金が圧倒的であるが、翌年度から樺太庁が直営で立木から丸太を製造する「官行丸太」の販売代金が、金額で年間200～300万円程度、森林収入全体に占める比率は1929・30年度は30数%、以後は10数%と大きく伸びている（この官行丸太売払代は表2の官行斫伐収入とは別のものである）。その他の差額金や副産物売払代はあまり大きくない。したがって森林収入とは主に立木の払下によって得られる収入ということができる。

その他差額金とは、島内使用の目的で売払処分を受けた材木を輸移出用に変更した場合最初の売払代金に対して3割を追徴するもので¹⁰⁾、1926年度から32年度の比較的短期にわたって登場しており、この期間は予想外に樺太材の内地移出が進んだことを物語っている。加えて同表

では、森林の売払契約に違反して立木を伐採したものであるものに対する違約金および弁償金も1926年度から30年度にかけて決して無視できない額が計上されており、同期間の樺太森林の払下になんらかの異変が発生したと推測できる。

森林収入の大部分を占める立木売払代の分析をおこなう前に、同表で1929年から登場する官行丸太の売払についてあらかじめ触れておく¹¹⁾。

樺太庁は、1916年5月に「樺太国有林経営調査規定」を策定して材積調査をおこなった。その結果1925年現在のエゾ松とトド松の森林材積は、「森林を公正な状態に導き施業を永遠に保続すべき第一種経済林、および地方居住者の用材薪炭材または鉱業用材を供給する第二種経済林」をあわせて5億6,000万石（一虫害木を含む。経済林のほかに施業制限地・除地・既設植民地・殖民見込地の立木をも含めると6億6,400万石）と推定された。ところがこの量は、樺太庁の成立前後の1906年から08年にかけて実施され初期の樺太林政をおしすすめる上での基礎資料となった「森林概況調査」のわずか3分の1にすぎなかった。

その原因は、「概況調査」それ自体の精度の問題に加えて、第一次大戦期以降「一面製紙工業の急速なる発展、害虫其の他被害の発生、農牧適地区分の遷延、庁財政の実情、過重の年期売払契約等幾多の因子相重って年々過伐の冒険を余儀なく」されたうえに、この調査をもとに1916（大正5）年から実施された「樺太国有林経営調査」の結果が、「殆んど保続経営に介意せざる材木処分の詮議資料としてのみ用ひられた」といわれたほどの過伐、濫伐がおこなわれたことによる。ともかく1925年頃には森林材積の推定量は驚くべき減少を示したのである。

そこで樺太庁は、「従来採用した胸高直径4寸以上の利用価値を有するものの皆伐法による百

10) 『樺太森林統計』昭和2年度、35頁の説明による。

11) 以下森林材積の激減とその理由については、樺太庁編『樺太庁施政三十年史』上、512～521頁による。

年輪伐天然更新方針は、残存木の枯死および成長旺盛期にある材木を皆伐することになるの
で」1926年4月に伐採方針を変更し、従来の皆
伐方針を見直し、択伐法を新たに採用した¹²⁾。そ
してこの伐採法をいわば模範事業とするため、
「生立木官行斫伐事業」として樺太庁の直営で
実施したのである。また同事業を民営にしない
理由としては、(1)損傷木・掛木を多く生じる、
(2)残存木が風害を被りやすい、(3)伐木に多額の
経費を要する、ことなどがあげられていた。

この「生立木官行斫伐事業」は、毎年300万石
の立木を伐採して丸太150万石を造材し、翌年度
にこれを搬出して売払処分する予定であった
が、事業の一部中止による伐採量の変更もあつ
て、1930年度以降引渡量は予定の3分の1の50
万石強にとどまった。そして樺太庁の伐採によ
って製紙会社の年期契約区域から出材した製品
丸太はその会社に特売し、他の区域からのもの
は予約公募によって特売(随意契約による払下)
したが、1933年度には公売に改め、さらに翌34
年度からはすべて王子製紙に対する既存の年期
契約の年度割数量の一部として処分した。した
がって同表の丸太売払代金はその大部分は王子
製紙への払下収入であるといえる。

3. 年期売払の構造

次に、森林収入の大部分を占める立木売払代
の内訳を表4によって検討しよう。同表は依拠
した『樺太森林統計』の内訳が1935年度以降細
かくなるため、1920～34年度と35～36年度の2
つに区分してある。同表で島内とは樺太で使用
され、島外とは日本その他に輸移出されるとい
う意味である。また年期売払とは、パルプ・製
紙会社に対して各年度に引渡しを受ける場所お
よび産物の種類数量を記した事業計画書を提出
させて、原料となる松材を20年程度の長期にわ

たって払下げるもので、一時売払とは随時木材
使用の目的と量を届けさせて払下をおこなう制
度をいう¹³⁾。

まず、年期売払は1924年度まで約120万円で推
移した後、翌25年度と26年度にはそれぞれ一気
に倍増し、27年度まで急上昇する。表3でみた
1926年度の森林収入の画期的増大は、次の一時
売払の急増とともにこの年期売払の増加がその
原因でもある。同売払のその後の動きを追うと、
28年度から31年度までは比較的落ち着いた動き
をした後、再び33年度あたりから急増し、特に
34年度は前年度の2倍以上に相当する1,600万
円にものぼり文字通り画期的な上昇を記録す
る。

つぎにその内訳をみると、1925年度までは島
内・島外向けのパルプ原料が大部分を占めるが、
翌年度からは島内外の製材の比重が高くなる。
特に1929年度からは日本に移出される製材販売
が伸び、31～33年度に一時的にはあれパルプ
原料を大きく凌駕している。しかし以後は島内
パルプ用材の販売が伸びるため一般用材(製材)
の地位は低くなる。またパルプ原料としては
1925・27・31年度と35～36年度では島外工場向
け販売が多いが、その他は島内工場向けで、年
期売払の樺太材は総じて現地のパルプ工場原料
となっていたことがわかる。また1935年度から
は炭鉾の坑木としての鉾業用販売が年期売払に
なっていることも注目される。

パルプ用材としての払下について樺太庁は、
1921年2月の第44帝国議会で「伐採ノ方法ト云
フモノガ確立シテ居リマスカラ、財政ノ上カラ
言ヒマスルト、「パルプ」ニスルト云フ事柄ハ
非常ニ安定ヲ図ルト云フ上カラ必要デアリマ
ス」¹⁴⁾と述べ、パルプ用資材としての払下が財源
としての安定性を保証するとした。ではそうし
た払下が樺太の個別パルプ資本にとってはどの
ような意味があるのかを調べてみよう。

12) 以下事業樺太林業史編纂会編『樺太林業史』(農林出
版、1960年)206～209頁による。

13) 樺太庁『樺太森林法規』(1917年)15～19頁。

14) 『帝国議会議院委員会議録』27(臨川書店、1984
年)318頁。

表4 立木売払代内訳

(1) 1920～1934年度

(1,000円)

	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934
年 期 売 払 (A)	1,259	1,488	849	1,048	1,277	2,112	3,917	5,183	4,237	4,625	4,070	4,493	5,037	7,647	16,470
島内パルプ原料	929	1,019	849	879	768	1,422	2,533	3,357	2,590	2,279	2,148	1,256	987	2,830	9,224
島外パルプ原料	-	257	-	103	409	543	885	1,079	318	366	558	1,236	517	294	638
島内製材その他	330	54	-	63	94	141	234	129	399	625	449	277	153	163	298
島外製材その他	-	158	-	3	6	6	265	618	930	1,355	915	1,723	3,380	4,360	6,310
一 時 売 払 (B)	315	1,126	1,584	2,378	2,295	1,697	3,842	2,900	3,778	2,784	2,323	2,411	1,187	1,378	2,106
島内販売用	...	...	...	...	...	...	...	...	...	531	282	264	114	8	7
島外販売用	39	654	1,227	1,705	1,350	1,181	2,793	1,038	1,249	209	1,418	1,730	720	216	234
工場用	-	-	41	352	629	184	449	470	611	602	269	116	73	258	480
自家用	274	74	77	106	69	91	342	338	431	219	108	29	10	23	33
公共用	-	103	51	15	0	1	56	48	90	41	31	33	12	77	92
漁業用	-	79	4	4	3	6	11	15	19	26	12	7	3	16	40
鉱業用	-	17	39	16	60	11	25	34	72	31	1	6	2	99	236
薪材	59	77	73	63	70	71	84	136	142	127	107	106	83	111	129
パルプ原料	-	-	-	-	-	-	-	234	399	337	13	-	0	336	354
合 計 (A) + (B)	1,633	2,614	2,466	3,426	3,572	3,880	7,843	8,083	8,015	7,409	6,393	6,904	6,224	9,025	18,576

(2) 1935～1936年度

(1,000円)

	1935	1936
年 期 売 払 (A)	16,794	16,010
島内パルプ原料	10,692	9,797
同・鉱業用	201	161
同・木工場用	152	73
島外パルプ原料	1,023	1,441
同・一般用材	4,724	4,535
一 時 売 払 (B)	2,106	3,369
製材工場資材	352	387
輸移出材	149	92
自家用	29	32
漁業用	17	35
鉱業用	197	349
島内パルプ原料	417	874
付帯材	207	230
支障木	273	556
特殊材	170	96
工事用	128	145
販売用	17	60
製炭資材	22	24
薪材	139	132
合 計 (A) + (B)	18,900	19,379

『樺太森林統計』各年度版により作成。

(備考) ①合計額が表3の立木売払代と合致しないのは、予算調停上翌年度に繰り越されたものおよび前年度未収金の繰越しがあるため。

②年 期 売 払 は制度として1934年度で廃止になっているが、それまでの契約分は継続となっている。

③1920～28年度の一時売払の「島内販売」は原資料で分離して掲載されていないので、おそらく島外販売分に含まれていると考えられる。

4. 樺太のパルプ生産

まず樺太のパルプ生産が、植民地を含む日本のパルプ生産全体の中でいかなる地位にあったのかを表5によってみる。同表によれば、樺太の木材パルプの生産は1925年ごろまでは北海道の約3分の2であったが、翌26年から急速に生産を伸ばし、27年には北海道を抜いてその後は生産の約半分を占めるようになる。北海道に続くのが内地で、1920～30年代を通して一貫して20%台をを保持している。これに対して朝鮮と満州は低位で、両者を含めても4%程度である。すなわち帝国経済圏でのパルプ生産は樺太が圧倒的な地位にある。加えて1930年代半ばになると、製紙用パルプに加えて人絹パルプの生産が増加し、樺太では1934～36年度で17・33・54千トンが生産され、表5の樺太のパルプ生産量の5～14%を占めた。またこの時期で人絹パルプを生産したのは樺太のみであった¹⁵⁾。

何度も繰り返しになるが、表3および4にみ

15) 農林省山林局『昭和十三年本邦に於ける木材パルプの生産状況』(1938年)12～13頁。

表5 工場所在地別パルプ生産量と輸入量

(1,000トン)

	1920	1922	1924	1926	1928	1930	1932	1934
樺太	72(26.9)	83(27.7)	108(30.3)	161(32.3)	237(41.8)	304(48.7)	259(46.0)	389(47.7)
北海道	119(44.3)	139(46.2)	159(44.5)	195(38.9)	188(33.1)	182(29.2)	164(29.1)	220(27.0)
内地	68(25.2)	69(23.0)	90(25.2)	132(26.4)	129(22.7)	124(19.9)	113(20.1)	176(21.6)
朝鮮	9(3.5)	9(3.1)	—	12(2.4)	13(2.4)	14(2.2)	15(2.7)	18(2.2)
満州	—	—	—	—	—	—	12(2.1)	13(1.6)
合計	268(100.0)	301(100.0)	357(100.0)	500(100.0)	568(100.0)	624(100.0)	563(100.0)	816(100.0)
輸入量	46	66	59	59	60	44	41	327

農商務省山林局「本邦ニ於ケル製紙原料木材『パルプ』の現況」各年度版および農林省山林局「本邦ニ於ケル木材『パルプ』生産状況」各年度版により作成。

(備考) ①1933年度までの数値は木材パルプ(サルファイトパルプ・クラフトパルプ・グラウンドパルプ)の生産・輸入量を、1934年度からは人絹パルプを加えた生産・輸入量を示す。

②所在地別の工場とは以下の区分にもとづく。樺太：大泊・豊原・野田(王子製紙)、落合・知取(富士製紙)、泊居・恵須取・真岡(樺太工業)；北海道：苫小牧(王子)、江別・金山・釧路・池田(富士)、内地：伏木(王子)、富士第一・第二・第三・芝川・南千住・神崎・江戸川・府中(富士)、坂本・八代・中津・木曾(樺工)、島田(東海紙料)、新潟(北越製紙)、伏木(樺太木材紙料)；朝鮮：新義州(王子)。

表6 木材パルプ国別輸入額

(1,000円)

	1920	1922	1924	1926	1928	1930	1932	1934	1936
スウェーデン	6,575	4,097	2,381	2,477	1,157	921	1,792	7,438	9,735
カナダ	3,430	2,891	5,076	4,945	6,251	5,460	3,144	7,245	4,150
アメリカ	2,407	1,412	856	792	1,290	833	3,952	16,321	31,758
ノルウェー	195	1,092	941	1,170	1,518	3,609	4,115	10,464	14,621
その他とも計	13,190	11,755	10,623	11,017	11,454	12,084	15,329	54,256	67,107

前表と同資料により作成。

表7 サルファイトパルプの市場価格(未晒・漂白可能品)

(1ポンドあたり銭)

	1920	1923	1925	1927	1931	1933	1935
内地製品	14.2	7.8	8.88	6.73	4.20	7.40	7.25
スウェーデン・ノルウェー製品	15.3	7.9	9.41	7.72	5.20	8.20	7.60
カナダ製品	—	7.2	8.37	6.66	4.40	7.50	7.30

前表と同資料により作成。

(備考) ①1920・1931～35年は高値と低値を平均した。

②1923・25・27年は原表に高値と低値の数値がなく1・3・5・7・9・11月の価格が表示されているので、その平均をとった。

られた1926年度の森林収入と年売売の著増は、主としてパルプ原料としての売売の増加に起因している。またこの表5によれば、日本のパルプ生産は順調に伸びているが、人絹パルプの輸入量が急増する1934年度まではパルプの輸入量はほぼ6万トン台で頭打ちになっており、それまでは樺太と北海道のパルプ生産の増加が、完全とはいえないまでも輸入を防遏したことを示している。

そして製紙・人絹両方を含む木材パルプ輸入相手国では(表6)、1920年代ではカナダがスウェーデン、ノルウェー、アメリカを押さえ首位

に立っていたが、30年代にはアメリカとノルウェーの地位が上昇し、特に前者は1936年度には全体の半額を占めるまでになる。しかも同年度の国別パルプ輸入額では製紙用が2300万円、人絹用が4400万円で、そのうち対米輸入がそれぞれ40.7%、50.8%で首位を占めた¹⁶⁾。したがって樺太における人絹パルプ生産は逼迫する外貨事情、とくに対米入超をある程度緩和する役割を持っていたのである。

製紙用輸入パルプにおける外国製品との競合

16) 同上書、43～46頁。

表8 産地別製紙原料木材の使用量(丸太)

(1,000石)

	1920	1922	1924	1926	1928	1932	1934	1936
内地材	121	71	42	19	0	0	3	127
北海道材	1,974	2,125	2,199	2,509	2,411	1,292	1,476	1,589
朝鮮材	210	189	—	135	224	276	324	257
樺太材	1,631	1,703	2,513	4,345	5,268	5,223	5,843	5,827
樺太	1,350	1,417	1,817	2,812	3,825	3,762	4,035	4,191
内地	281	286	696	1,422	1,430	1,134	1,461	1,366
北海道	—	—	—	43	—	327	347	269
朝鮮	—	—	—	68	11	—	—	—
満州	—	—	—	—	—	—	40	20
合計	3,936	4,088	4,754	7,008	7,901	6,791	7,637	7,786

前表と同資料により作成。

(備考) ①工場所在地の区分は表5-5と同じで、満州は鴨緑江製紙㈱の安東工場を指す。

②人絹用パルプの原料木材使用量は樺太材の樺太工場のみで1934・35・36年度で279・543・836千石である(金額は不明)。

③1930年度は不明。

という点を市場価格の比較から追うと、表7が参考になる。樺太で生産がおこなわれていたのは主にサルファイトパルプであり、この内地製品を輸入製品と比較したのが同表である。樺太製品とは直接比較ができないので大まかなことしかいえないが、1927年まではカナダ製品より単価が高かったものの31年以降はそれより安くなっている他、スウェーデンとノルウェー製品よりは一貫して低価格であることがわかる。したがってここからも樺太パルプと競争できるのはカナダ製品であることが裏づけられるのである。

このように日本のパルプ生産に占める樺太の地位は時代が下るとともに上がっていったが、その原料木材はどこで調達されていたのかを調べるためにその産地別の使用高を示したのが表8である。なお、戦間期においてはパルプ用木材は沿海州産を除いては、植民地を含む帝国圏内で自給が可能であった¹⁷⁾。

同表によれば、1922年までは北海道材が首位の座を占めているが、以後は樺太材が圧倒的である。また樺太材は同地での工場需要を満たす

以外に、1925年頃から内地工場で一定量が使用されはじめ、その量は全期間を通じて20%内外である。その反面、20年代には北海道の工場への搬入はほとんどない。ところが1930年代に入ると、樺太材はパルプ生産の拡大とともに、量こそ少ないものの内地以外に北海道や朝鮮、そして満州の工場にまで運ばれて使用されているのである。これらの簡単な統計からみても、総じて樺太産木材の消費量は樺太の島内パルプ工場用を中心に一貫して増加し続け、戦間期の日本のパルプ生産を支える役割を果たすことになったといえる。

5. 私下材と王子製紙

このように戦間期においては、パルプ原料としての樺太材はますます重要性を増してきたが、私下げられた樺太材がパルプ—製紙資本の経営にとっていかなる意味があったかを、王子製紙の樺太工場を例に、私下単価とそれを踏まえた樺太のパルプ工場の原材料価格および製造費の推移を追いつつ検討する。

まず表9の私下単価の推移によれば¹⁸⁾、樺太

17) 萩野敏雄『戦前期内地におけるパルプ材経済史』40～41頁の第11表「樺太材支配時代におけるパルプ材使用量の推移」によれば、1923年～34年の内地パルプ工場の原料材は内地、北海道、樺太、沿海州から供給されていた。

18) 王子製紙による原料木材調達工程を詳細に記した『王子製紙山林事業史』(王子製紙山林事業史編集会、農林出版、1976年)は、樺太庁からの私下単価

表9 針葉樹払下单価の推移

(1石あたり銭)

	樺 太			北海道
	パルプ用材	虫害木	皆伐・択伐	パルプ用材
1920	35	25	45~120	87
21	35	35	45~200	85
22	40	25	45~200	87
23	40	25	45~200	77
24	40	25	45~200	84
25	40	25	45~200	87
26	40	25	55	80
27	60	...	65	72
28	60	...	65	70
29	60	...	65	68
30	60	...	65	63
31	60	...	...	47
32	60	...	...	49
33	81	...	...	86
34	115	...	...	182
35	124	...	...	164
36	126	...	...	178

「林産物売払標準単価調」(中牟田五郎『樺太森林開発事情』165~166頁)および王子製紙「北海道及び樺太国有林立木払下单価」により作成。

(備考) 中牟田同上書の巻末「林産物売払標準単価調」192頁では、1921年の樺太のパルプ用材は42銭となっているが35銭の誤りであろう。

のパルプ原材料は1920年から21年にかけて35銭であったが、翌22年には5銭値上されて、26年まで一定している。そして翌27年に5割という大幅な値上がおこなわれたあと、1934年度以降は毎年のように急激な上昇をみていることがわかる。またこの単価を北海道のそれと比較すると、27年の値上までは約2分の1、そして33年まではほぼ水準で推移したあと、34年からは再び格差が広がっている。

ところでこれまでたびたび問題になった1925年度から26年度にかけてのパルプ用材の販売価

額の大幅な上昇(表4)は、売払単価の上昇によるものではなく、後にみるように(表13)、島内パルプ用材と島内販売用材の払下材積、とりわけ後者の急増によるものである。また27年度の単価の大幅引上は森林収入、とりわけ立木の売払価額にはほとんど影響を与えていないが、これは払下材積の激減に起因する。最後に単価の急激な上昇をみた1933年度は売払材積も画期的な上昇を記録し、それにとまって立木売払代も急増している。このように払下单価の引上それ自体は必ずしも森林収入の増額を意味しない。

このうち1922年の単価の引上の際には、経営環境の厳しさを背景にパルプ業界から反対の声が上がり、「今日の如き反動時代には、即ちパルプ業者が輸入品との対抗上利益を挙ぐる能はざる場合には、[樺太]庁の財政計画や財政関係に齟齬を生ずるとも、国家的事業の見地よりして、払下单価の引下を断行しても宜さうに思はれる。しかし樺太庁も財政上の理由で[引下を]拒絶という話である」との記事が業界紙に掲載された¹⁹⁾。つまり原料木材の払下価格と製品パルプの価格をめぐる樺太庁とパルプ資本との軋轢が生じていることがわかる。

表9において、パルプ原木としての虫害木は生立木よりも4割安で、この格差は27年に生立木単価が大幅に引上られてからはさらに激しくなる。

王子製紙ではこうした虫害木の処分については、樺太庁からの伐採承認地域の出材を年割売の年度割合に関係なくできるだけ多く引受け、その分生立木の引受けを後年に先送りした他、官行斫伐材についても多くを引受けた、そして虫害木は払下单価が安く、原木価格を低く押さえることができて工場の拡張に寄与した、と述べている²⁰⁾が、他方27年の引上そのものについては何も言及していない。従って製紙企業

について、「樺太の山林事業は、樺太庁から払下げられる立木価格の高低がきわめて重要な意味を持ち、紙、パルプ等製品原価を左右するものとなっていた。従って原木価格のあり方は、樺太における紙・パルプ事業そのものの成否を決定したときえいえる」と述べてはいるが(同書、191頁)、払下制度の変遷が書かれているにすぎず、その分析はまったくおこなわれていない。

19) 「パルプ材の払下価格」(『紙業雑誌』17巻10号、1922年12月)4頁。

20) 『王子製紙山林事業史』159頁。

表10 王子製紙豊原および大泊工場における資材（丸太）100石あたり仕上原価内訳

(円)

	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929
原木代	51.9(15.3)	61.4(18.4)	53.7(20.3)	66.9(22.3)	60.6(19.7)	49.1(14.9)	63.9(19.3)	71.6(20.2)	66.3(19.0)	57.4(15.9)
(造材歩留 %)	67.6	68.5	74.5	59.9	65.8	81.3	62.5	84.0	90.1	104.2
同・北海道事業地	56.0	41.8		47.1	52.4	52.0	47.9	45.3	53.5	
造材搬出費	180.0(53.1)	150.0(44.9)	66.1(25.0)	89.8(30.0)	90.1(29.3)	116.0(35.2)	133.2(40.2)	147.7(34.8)	102.6(29.4)	97.8(28.5)
馬搬費・流送費	...	...	44.3(16.7)	43.0(14.3)	50.7(16.5)	48.0(14.6)	32.8(7.2)	59.8(16.7)	68.6(19.7)	68.6(20.0)
輸送費	46.0(13.6)	65.0(19.4)	62.0(23.4)	62.0(20.6)	57.3(18.6)	60.0(18.2)	57.7(17.4)	50.8(14.2)	62.7(18.0)	64.6(18.8)
調木入費	23.3(6.9)	16.0(4.8)	7.7(2.9)	7.7(2.6)	8.0(2.6)	8.0(2.4)	8.0(2.4)	8.0(2.2)	8.0(2.3)	8.0(2.3)
事務所費	22.7(6.7)	27.0(8.1)	16.1(6.1)	16.1(5.4)	25.7(8.4)	33.7(10.2)	25.8(7.8)	43.2(12.1)	40.5(11.6)	46.8(13.6)
償却費	15.0(4.4)	15.0(4.5)	15.0(5.7)	15.0(5.0)	15.0(4.9)	15.0(4.6)	10.0(3.0)			
合計	338.9(100.0)	334.4(100.0)	264.9(100.0)	300.5(100.0)	307.4(100.0)	329.8(100.0)	331.3(100.0)	358.1(100.0)	348.7(100.0)	343.2(100.0)

王子製紙苫小牧分社1930年1月調べ「豊泊両工場既往11ヶ年間ノ資材百石当り仕上り原価調表」により作成。

北海道事業地の造材歩留は『王子製紙山林事業史』139頁の第28表「年期私下立木単価の推移」の「鶴川」の数値によって計算した。空欄は原表で記載なし。

(原表備考) ①1920—21年度の造材搬出費には馬搬および流送費を含む。

②造材搬出費は馬搬および流送費を控除した請負単価である。

③各年度の事務所費はその年の取扱石数をもって除した数値。取扱材は区域材、買入材、移出材の合計。

は主要原料を一般材から虫害木に切替えることによって総原材料費を押さえたため、原料用一般材の単価引上はそれほど影響を与えなかったと推測できる。

このような原木単価の動向を踏まえて、具体的に1920年代における王子製紙の工場の生産費に立ち入って原木代の意義を検討してみる。表10が同社の豊原および大泊の2工場についての原料資材（丸太）100石あたり生産費とその内訳である。

王子製紙のパルプ資材の入手方法は、同社の樺太分社山林部が、樺太庁の認可をうけた年期売払区域から当面のパルプ生産に必要な木材を請負業者を使って伐採して各工場にまで運ぶというもので、工場はそれらと官行斫伐材、またそれでも不足する場合は購入した町村所有材を調木室で短く切り、さらに薬品を加えてシート状のパルプを製造していた。同表で造材搬出費とは、木材の伐採箇所から河川を利用した流送地点までの運搬費を、輸送費とは流送後の陸揚げ地点から貨車や陸上輸送による運送費用をいう。

まず原木代の動向は、1922年と25年に2つの谷を記録し、年によって動きが激しい。この動きを先に見た私下単価の推移と重ねてみると、例えば表9で1921年度から22年度にかけて金額

で5銭の単価の引上があるにもかかわらず、表10では原木代は逆に100石あたり7銭ほど下がっているが、この現象は原木から造材する際の歩留の上昇を意味する。私下単価は当該期には1926年から27年にかけて20銭引き上げられ、このときの原木代は7円ほど上昇している。

ところでこの表で造材歩留率は低いときで約60%、高い場合は100%を越えており、通常の丸太製造では考えられない数値である。すなわち、林学の常識として立木を丸太に加工する際の造材歩留率は約50%内外と見積もられており、同表で北海道の鶴川事業地の例ではその程度の値である。いっぽう樺太では1929年度の場合、立木の私下単価は前表より100石当たり60円で、これを丸太に加工してもなお立木の私下代金よりも低い金額で済むなどということもあり得ない。とすれば、実際の原木代は表10よりも最低でも20%安、歩留率が100%を超えている年度は半額程度であったと試算できるのである。

次に生産費の合計額は1923年頃から300円を上回って漸騰し始め、27年を期して一段と上昇している。各費目の原価に占める比率は年によって動きがあるが、原木代の原価に占める割合は、1922年からほとんど一定しており、この時期を通じて約20%である。これに対してパルプ資材生産費に大きな地位を占めるのが、伐採し

表11 原木の工場渡地域別価格

(100石あたり円)

	1934	1935	1936
樺 太	327(100)	400(100)	399(100)
北海道	443(135)	463(116)	463(116)
内 地	516(158)	551(138)	552(138)
朝 鮮	400(122)	385(96)	400(100)

王子製紙「官庁(資源局)届出原木価格」より作成。原表によれば、①各年度の基数は、1934：35年上期工場渡中径100石あたり、1935：同年下期工場渡中径100石あたり、1936：同年下期工場渡中径100石あたり、1937：同年上・下期工場渡平均末径100石あたり、1938：同年下期工場渡末径100石あたり、1939：同年下期工場渡末径100石あたりである。②樺太の数値で、1934年度は同年度下期と35年度の上期の平均を、37年度は同年度の下期を、38年度は同年度の下期と39年度の上期の平均をとったものである。

た材木を適当な長さに玉切し、樹皮を剥ぐ造材費、伐採地点に散財する木材を運搬に便利な地点まで集材する搬出費、それに流送地点まで運ぶ馬搬費、木材を河川へ流す流送費である。

すでにみたように、樺太庁は1926年に森林の伐採方法を四寸皆伐から九寸択伐へと変更し、その方法を製紙業者の年期売払地域にも適応させた。王子製紙によれば、「大正一五年度からは国有林存置林に対しては、トド松、エゾ松四寸以上の皆伐を廃し、択伐調査を実施した。[この調査は]一般材については、いくばくもなく廃止されたが、パルプ原木の払下と官行斫伐については、後年[1934年]施業案が編成されるまで続けられ²¹⁾、王子もその調査をもとに原木を入手していたであろうが、同時にこの調査は費用がかかるので樺太庁の直営になったとされている。

表12 王子製紙大泊工場の製造費の動向

(製品1トンあたり円)

	1926年下期	1927年上期	1927年下期	1928年上期	1928年下期	1929年上期
原 木 代	52.1(41.8)	52.2(41.9)	54.4(42.3)	55.4(44.4)	53.9(43.8)	55.2(44.7)
同・単価	335.0	335.0	335.0	340.0	340.0	345.0
使用高(石)	15.34	15.59	16.26	16.28	15.85	15.81
薬 品 費	10.6(8.5)	10.8(8.7)	12.4(9.6)	11.1(8.9)	11.6(9.4)	9.8(7.9)
製 造 経 費	54.6(43.8)	54.5(43.6)	53.7(41.8)	49.4(39.6)	48.9(39.7)	49.0(39.6)
営 業 費	7.4(5.9)	7.3(5.9)	8.1(6.3)	9.0(7.2)	8.7(7.1)	9.6(7.8)
計	124.7(100.0)	124.7(100.0)	128.6(100.0)	124.9(100.0)	123.1(100.0)	123.6(100.0)

王子製紙樺太分社各年度「決算報告書」より作成。

そこで同表で造材搬出費の動きを調べてみる。択伐は皆伐よりも伐木に手間がかかり造材費が上昇するが、実際はどうか。もちろんこの費用はすべて同社の山林事業をおこなう請負業者に支払われるので評価は難しいが、1926年度と27年度に大きくなるものの、翌28年度からは逆に低落している。したがって伐採方法の変更はいったんは諸費用の上昇をもたらしたが、1929年以降は請負業者への支払部分の切下げがおこなわれたとみるべきであろう。

また表10で、1929年度では約340円ほどである樺太の原料資材価格を他の地域の価格と比較したのが表11である。同表では対象とする時期が先の表10より下っているので厳密な比較にはならないが、北海道と比べて2～3割、内地とでは3～5割程度安くなっている。また樺太では他の地域と同様、1935年度から36年度にかけてのみ価格はおちついているが、その他の時期は値上がりが激しい。

さらに生産した資材を用いてパルプを生産する際の製造費の内訳を大泊工場を例にあげて示したのが表12である。一定の払出単価によって工場に送られる原料材のうち、各期に使用した分量を金額に換算したのが原木代で、この表で取り上げる1920年代の後期で製造費の40%を占めている。そして俸給や手当、職工賃金、種々の用具等の製造経費が同じく全体の約40%でこの2つの項目が製造費を規定しているといってもよい。

21) 同上書、190頁。

表13 森林売払材積の推移 (1), 1920～34年度

(1,000石)

	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934
売 払 用 材	3,407	6,095	7,185	10,765	11,822	10,935	17,282	13,650	13,198	12,098	10,195	10,188	10,062	10,519	16,182
うち島内パルプ用材	2,833	2,336	2,857	2,479	2,189	3,606	5,177	5,689	4,391	4,131	3,963	2,426	1,716	3,543	7,978
〃 島外パルプ用材	—	360	—	144	709	847	1,210	1,391	497	512	798	1,790	828	309	467
〃 島内製材	505	179	—	209	318	284	394	556	620	996	742	442	256	199	280
〃 島外製材	—	458	—	10	17	11	344	604	1,173	1,896	1,144	2,188	5,468	4,833	5,178
〃 島内販売用材	...	...	...	...	...	...	...	...	...	959	490	428	185	9	8
〃 島外販売用材	156	1,384	3,506	6,135	5,845	5,134	7,952	2,464	2,567	443	2,164	2,411	1,120	235	224
官行斫伐用材	136	624	5,547	4,517	4,731	2,200	949	3,084	2,682	2,561	940	972	1,008	1,195	900
無償伐採用材	44	93	155	374	208	303	313	309	205	389	378	94	83	47	137
薪 材	688	623	954	857	1,026	961	832	1,253	1,339	1,249	1,040	1,055	864	1,681	3,067
計	4,275	7,435	13,841	16,513	17,767	14,399	19,376	18,296	17,424	16,297	12,553	12,309	12,017	13,442	20,286
内地移出量 (丸太) A	303	381	2,494	6,646	9,439	9,308	10,314	11,218	10,944	10,469	8,125	8,860	8,780	8,518	6,192
同 B								5,268	6,759	7,849	6,907	9,025	8,919	8,843	6,504

(2), 1935～36年度

	1935	1936
売 払 用 材	15,707	17,161
島内パルプ用材	8,577	8,113
同・鋸業用	207	189
同・木工場用	118	64
島外パルプ原料	721	1,090
同・一般用材	3,987	4,345
製材工場資材	396	474
輪移出材	180	100
鋸業用	257	480
島内パルプ原料	418	782
官行斫伐用材	1,051	1,195
無償伐採用材	223	162
薪 材	3,024	2,988
計	20,005	21,506
内地移出量 (丸太) (A)	4,212	3,452
同 (B)	4,421	3,616

【樺太森林統計】各年度版により作成。

(備考) ①内地移出量 (北海道を含む) の数値で、(A)のうち1920～22年度は『樺太森林統計』昭和3年度版の「島材移出調」、23～36年度は同統計各年度版の「木材輪移出調」の各府県と北海道を合計した。また、(B)は農林省山林局『木材需給状況調査書』昭和12年版の「樺太〔用材〕移出仕向地別連年比較表」(同書130～131頁)による。

②樺太森林統計は1929年度以降の数値についてはm³表示を用いており、3.6を掛けて石に換算した。

③1920～28年度の「島内販売用材」は島外に含まれている。

④売払用材のうち、島内パルプ用材から島外一般用材までが年別売払であり、以下が一時売払の一部である。

結局、表10によれば、例えば1926年に王子製紙の大泊工場におけるパルプ生産1トンにしめる加工前の松下原木代は1石あたり0.639円であり、表12で、パルプ1トン当たりの原木代が52.1円であるということは、同表で加工後の原

木代が100石当たり335円 (この価格は表10の1926年の資材仕上り原価とほぼ一致する) であるからその資材を15.34 (52.1÷335.0×100) 石使用したことになる。とすれば表12で同年度の製造費124.7円に占める松下原木代は表10より63.9÷100×15.34=9.8円で、生産費の7.9%程度となる。松下原木が種々の加工を経て原料資材となり、さらにそれにさまざまな経費が加わって生産原価に占める比率がこの程度になるので、この数値が樺太の工場経営総体にもつ意義を判断するのは難しいが、虫害木の使用や造材歩留の驚異的な高さからみて1920年代の王子製紙は少なくとも原料そのものを安価に入手していることは疑えず、この戦間期は樺太のパルプ生産が飛躍的に伸びる時期ということを考えれば、樺太庁からの松下材の入手が樺太における生産を相対的に有利させた要因になっているといえよう。

ここでもう一度表9の松下単価の推移をみると、それまで6年間続いた60銭時代が終わり、1933年から年度ごとに大幅な単価の引上をみている。これは1932年に林政改革 (後述) が実施され、松下単価が画一制から「市場逆算価方式」へと変更されたためである。この制度は内地市場価格から海運諸運賃を差引いたものを樺太海岸取引価格とし、さらにそれに丸太の径、処分箇所の遠近、作業工程等を考慮して松下価格を

決定する方法である。またパルプ材についてはこの方式で算定された一般材の5%引きとされた²²⁾。

次に1926年に判明する森林材積見積の激減以降に実施された樺太庁の森林払下量の「規制」はパルプ資本にどのような影響を与えたのかを考察する。

先にみたように、同年樺太庁は材積の減少を前提に、従来の胸高直径4寸以上皆伐方針を改め、輪伐期100年・回帰年20年の択伐法を新たに採用し、択伐率は胸高直径9寸以上の材積6割以内、本数の2割以内とした。そして針葉樹の標準年伐量を1067万石と定めた。この数値は立木森林材積を5億3353万石と推定し、そのうち2割を防火樹帯または防火林として控除し、残りを輪伐期100年・回帰年20年、択伐率を5割として算出したものである²³⁾。そしてそのうち約800万石を製紙原料、150万石を島内製材工場、50万石を内地移出用に案分した²⁴⁾。

つづいて1928年には王子製紙・富士製紙・樺太工業の3社に対してそれぞれ年間300万石、計900万石の払下契約を締結し²⁵⁾、この3社が合併していわゆる「大王子製紙」が成立した1933年を期に、富士と樺工がもっていた樺太工場用年季売払契約を王子製紙が継承する形で契約石数をそれまでより120万石少ない年度当たり最高780万石とし、そのほか内地工場用に140万石を計上した²⁶⁾。

これに対して実際の伐採＝売払石数を示した表13によれば、1926～28年の島内パルプ用立木売払用材の材積は、それぞれ518・569・439万石で600万石以下となっており、しかも29年～33年はおそらく昭和恐慌下でのパルプ業界不振の影

響であろうか、契約量900万石に対して300～500万石とかなり余裕がある。ところが当初50万石とされた内地移出用材は同表の移出量のうち少ないほうの数値を採用しても丸太換算で年間500～900万石にも達しており、これを立木に換算すると倍の1000～1800万石という莫大な量になる。また全伐採量も標準年伐量をはるかにしのぐ1200～1800万石を記録している。

この内地移出用材が当初の計画をはるかにこえるという問題は次に譲るとして、王子製紙の独占体制成立後は原料木材の確保のための増伐が進行する。すなわち1933年度に合併によって樺太で8工場を抱えた王子製紙は、同年度の丸太所要高444万石に対して国有林払下丸太429万石(立木780万石で歩留り55%)のほかに東大と京大の演習林から15万石を調達している。つまり契約石数の780万石では島内需要を満たせないのである。さらに内地工場所要高99万7千石に対しては、国有林77万石と京大と九大の演習林22万石を充当している。また王子製紙はこのほかにも市町村林や民間に払下られた無償木や有償木を買上げていた²⁷⁾。これらの材積数は前記の780万石や140万石に入っておらず、その量を計算に入れると伐採量は当初の1000万石程度ではとてもおさまらないのである。

さらにパルプ用材の需要を喚起したのは人絹パルプの生産であった。1931年に樺工泊居工場で開始された樺太における人絹パルプ生産は、翌32年に王子製紙野田工場でもおこなわれ、同年4月創立の日本人絹パルプ株式会社は、33年4月に王子製紙に買収された。35年に操業を始めた同社の敷香工場は日本最初の人絹パルプ専門工場である。表8によれば、1934～36年度では人絹パルプ用原材料は樺太工場のみで使用されていたから、樺太における人絹生産が増大すれば当然その分の増伐が必要となる。樺太庁は日本人絹に対して1934年には140万石を、1935年から41年にかけて年間150万石の立木を割当て

22) 同上書、194頁。

23) 嶺一三『樺太林業政策革新論』(全国山林会連合会、1934年)19頁。

24) 呉山生「樺太の森林」(『紙業雑誌』21巻8号、1926年)10頁。

25) 「樺太材払下の契約更改」(『山林』548号、1928年)15頁。

26) 『王子製紙山林事業史』303頁。

27) 同前書、303～304頁。

ている。表13で島内パルプ用材が1934年に一気に800万石に増加し36年度までその水準を維持しているのは人絹パルプを含むパルプ生産の増加のためであろう(表5をも参照)。しかしその後樺太におけるパルプ生産が最大になるのは1938年で、戦時体制の進展は生産を飛躍的に伸ばしはしなかった²⁸⁾。

こうしたパルプ用材の量的確保と並行して山林事業における歩留率の上昇が課題となった。すでにのべたように、1920年代の王子製紙の大泊と豊原工場の原料資材の歩留率は100%を超え、きわめて異常な伐採が常態化していたと推測できるが、1930年代半ばには「林政改革」の影響で立木調査が合理化され、その結果1929～32年度まで96.7, 123.5, 117.7, 91.9と20年代と同様の歩留率が突然1933年度に56.2に下がり、以後36年度までそれぞれ53.3, 49.6, 50.6と常識的な数値となっている。このような事態に対して王子製紙は、「根元の雪を掘り下げて伐根を低めること、ウラ木枝条までも伐採することによって造材歩留りを上げようとする努力」を試みた、と説明している²⁹⁾。

6. 一時売払と北洋材市場の形成

ふたたび表4に戻って一時売払の動向をみよう。まず全体の動きからみると、同売払は1921年度に急増して28年度までは年率売払と肩を並べるほどであるが、30年度以降は年率売払の伸びが大きいいため徐々にその比重を落としていく。またその内訳を調べると、1920年度から28年度までは島外販売用の数値が不明であるという限定をつければ、販売用と工場用、そして自家用が主である。27～29年度ではパルプ用材が一時的に大きくなる。島内販売額が判明する1929年度以降は島外販売用と鋳業用、そして島内パルプ原料用材が大きい。

では1920年代初頭から急激に増加する一時売払の対象としての販売用材とはどのような種類の木材であろうか。同表では販売用材は1922年度から26年度までは樺太のパルプ工場用材をしのぐ売上げを記録し、この期間に限っていえば樺太材はパルプ原料であると簡単にはいいきれないような事態を発生させているのである。同表によってこの販売用材の動きをもう少し詳しくみると、1922年度に前年度の倍額となり、26年度は突出して巨額である。反対に29年度にいったん落込んだ後30, 31年度に再び約180～200万円代を記録し、33年度からは20万円代に激減している。

すでにふれたように樺太庁は、虫害木については官営で丸太に製材をして売払ういわゆる官行斫伐事業(表2参照)による処分をおこなったが、その他にも「虫害木に限り木代金を引下げて誰彼の区別なく民間の希望者に払下げ、一方従来の島外移出制限を緩和して、能ふ限り急速に処分する方策に出でた」³⁰⁾といわれているように、虫害木を立木のまま移出用に売払い、それがこのような一時売払としての販売用材の動きとなって現れているのである。また表9では樺太の虫害木の払下单価は一般用材やパルプ原料よりもさらに安く、売払処分を加速させた要因となった。

さらに重要なのは、販売用材と官行斫伐材による樺太の虫害木が大量に日本本土に移入されていわゆる「北洋材」市場を形成したことである。すなわち、「大正八年頃までのトド松、エゾ松材は大部分が島内使用に限られていたが、大正十一年大量の虫害木が内地市場に一般材として沿海州材、北海道材と同様北洋材の名の下に取引するにおよんで樺太材は北洋材市価を左右した」のである。もともと樺太材が出回るまでの「北洋材」は北見材が中心であったが、不足する内地産モミ材の代用としての樺太材は、「輸

28) 同前書, 388頁。

29) 同前書, 310頁。

30) 須永欣夫『北洋材話』(東京木材通信社, 1926年) 28頁。

出向茶函・ゴム函・石油箱を主に各種の函材、内地向としてはビール箱、石油箱、サイダー箱、林檎箱等装函原料に使用された。…当時樺太材の五大市場は名古屋、清水、京浜、阪神、下津を指称した」といわれていた³¹⁾。加えて、樺太ー内地間の海上運賃が下落したことも樺太材の内地進出を容易にした³²⁾。

7. 森林利権の発生

このように内地市場で樺太材が市場性をもつようになると、同地における森林の獲得が日本の政局の展開に絡む一種の「利権」となるという新しい事態を生み出した。この事情をある林業関係者は次のように語っている。

樺太材が市場に出廻るようになってからは、立木を払下げて貰えば金になることが知れて来たのですから、蟻の甘さに付くように利権屋、木材業者、其の他政党関係者が政府の要路、政党幹部等の関係筋を巡って立木の払下を受けることに奔走したものです。[中略]然し利権屋が払下[を受け]ても自分で仕事をするではありません、払下[られ]た立木権利を木材業者なり製紙会社に売付けるのです。…こうして利権屋が払下た権利を譲り受ける場合の権利料は大体立木1石金五銭乃至三十銭であり、…[5銭の場合]一ヵ年の払下数量二十万石、十五年継続払下ということになりますと、この権利料は十五万円になります。何しろ十万円あれば二／三人の代議士が当選できた時代ですから政治資金の調達に苦心して居った政党がこの財源を見逃す筈はありません。それがため政党内閣が代る度毎に樺太長官も代ったもので、其の長官が代る度毎に新規大口払下が行はれたものでした³³⁾。

さらにこうした払下の利権をめぐる構造は、

樺太庁に払下の際の不正と疑獄事件を発生させて、植民地特別会計を含む行財政の整理緊縮を論議していた1924年7月の帝国議会で問題となった。まず不正払下の件については³⁴⁾衆議院決算委員会で

樺太庁カラ国有林ノ立木ヲ中村某ニ払下ゲマシタ時ニ、樺太庁ノ佐藤ト云フ森林主事ガ右ノ中村カラ収賄ヲシテ其立木ノ高ヲ大變少ク見積ツタ為ニ、茲ニ三千五百余円ノ損失ヲ掛ケタト云フ会計検査院ノ報告[があり]、之ニ對シテ政府ノ弁明書ニハ報告ノ通りトシテアル

という決算委員の説明がなされた。さらに同委員は樺太ではなぜこうした収賄事件が起こるのかについて、次のような現実を披露している。

地所ノ払下ヲ出願致シマストキニ、アノ地所ハ一町歩ノ区間[に立木が]何百石アルカト云フコトガ一番ノ目安デアリマス、サウシテ立木ヲ有償木ト無償木トニ区分シテ、此立木ノ見積ト無償有償ノ区分ガ一番ノ眼目デアリマス、之ヲ定メルニハ右ノ森林主事トカ技師トカ云フ者ノ仕事デアリマスカラ、其技師ニ賄賂ヲ使ッテ立木ノ有高ヲ少ク見積ツテ貰フカ、成ベク無償木ヲ多ク貰ヒ受ケルト云フヤウナ運動ヲスルノデ、是ハ殆ド樺太ニ於テハ公然ノ秘密ト言ッテモ宜イヤウナ有様デアッテ…以下略

つまり、立木を獲得するために土地の払下を申請し、さらにその土地の立木を賄賂を使って少なく見積もってもらい不正に利益を得るものが多くいるというのである。そして実際1924年6月前後には、樺太庁拓殖部長・井本満助と植民課長・川口順次郎の二人が瀆職容疑で検挙されている³⁵⁾。

こうした事態に対して樺太庁は、「土地ノ売払ヲ受ケタ者ノ真意ハ何処ニ在ルカト申スト、多クハ土地ヲ開墾スルコトヲ名トシテ、寧ロ其地上ノ木ヲ伐ルノガ目的デアツタモノガ多数ニアル、既ニ木ヲ伐ッテシマヘバ、開墾スルト申シ

31) 樺太林業史編纂会『樺太林業史』(農林出版、1960年) 124～125頁。

32) 萩野敏雄『北洋材経済史論』316頁。

33) 林業発達史調査会『日本林業発達史』IV, 280頁。原資料は「北海道及び樺太における林業開発事情について一渡辺鉄治氏を囲む座談会」(『林業発達史資料』第9号)

34) 以下は『帝国議会議事録』39(臨川書店、1986年)509頁による。

35) 『帝国議会議事録』41(臨川書店、1986年)669頁。

タ者ガ何処ニ行ツタカ分ラナイト云フ例ガ非常ニ多イ(中略)ソレ故ニ兎ニ角多数ノ土地ニ付テ解約処分或ハ取消処分³⁶⁾をおこなったが、不正払下はこの間も続いていたとみえ、1929年7月の喜多孝治樺太庁長官の更迭を機に森林疑獄事件が摘発されている³⁷⁾。

北洋材市場の形成に端を発し、樺太庁をもまきこんだ樺太材のこうした一時売払は、「先ヅ十萬石ノ払下ラスルト云フ此処分ニ対シテ木材トシテ十萬石近クノモノガ出来ルヤウナ状態デアッタノデアリマス、是ハ私ノ方デ処分イタシマシタ此島外ニ出ス移出、島外移出ノ材積ノ統計ト農林省デ取ッテ居ラレル所ノ樺太材トシテ内地ニ這入ル統計ト非常ナル差異ガ其処ニゴザイマス」(樺太庁長官・喜多孝治)³⁸⁾と当局が認めざるを得ないほどの過伐と濫伐(盗伐)をもたらしした。すなわち、立木で10万石払下げということは丸太の材積に換算すると約50%の5万石程度になるにもかかわらず、10万石が出材したということをさす。

この事態を『樺太森林統計』で裏付けてみると、表13(同表の「売払用材」材積は先の表4の立木売払代に対応している)によれば、たとえば1927年度の立木売払材積は1830万石で、そのうち丸太換算1122万石が輸移出されたことになっている(同表のA)。しかし、この1830万石のうち、島内で使用する材積は $569+56+31+125=787$ 万石であり、残りの立木1043万石が輸移出にむけられる計算になる。そして1043万石は丸太に換算すると522万石にしかならない。ところが同じ統計書にもかかわらず樺太側の把握ではその倍量の1000万石以上が輸移出されたことになっているのである。いっぽう内地側である農林省の調査した樺太材の輸移出量(B)は530万石で、樺太庁統計をもとにした丸太換算量とほぼ対応しているのである。そしてこの差異は

仮に伐採年度と移出年度のずれを考慮に入れてもきわめて異常である。

とすればまず、『樺太森林統計』の伐採一売払量と移出量のどちらが正しいか、さらには移出量に関して樺太庁と農林省の統計はどちらが正しいかという問題になる。この点については、当時の林業雑誌に、1929年の樺太材(丸太)の内地移入は977万石で、大正15年以降毎年1000万石以上移入されているとの記事や³⁹⁾、1932年の樺太材の移入はおそらく1000万石内外に達し、樺太材の巨額の内地移入は林業界および木材界の問題になっているとの記事があり⁴⁰⁾、樺太材のこのような膨大な内地移入は価格の暴落を引き起こして、1932年6月には樺太庁が日本木材業組合連合会に対して「島外移出数量統制」を厳格に実施するにあたり、「一般島内用材及製紙原木トシテ売払シタルモノヲ一般市場ニ販売スル用途変更許可は極力之ヲ停止スル努力」をするという回答をしている⁴¹⁾ことをも考えあわせれば、後述の1932年からの「樺太林政改革」までは年間1000万石程度が内地に移入されていると考えるのが自然であろう。言い換えれば移出量が丸太換算1000万石であれば立木売払量は2000万石という数字となり、しかもこれにはパルプ用材等は含まれていないのである。とすれば仮に売払に関してこの統計をひとまず信用するとすれば、その他に巨額の盗伐がおこなわれていると判断できる。またその量は内地側の統計ですら把握できないのである。

8. 林政改革の実施

1926年の年間伐採量約1000万石という規制は、まずなによりも内地移出材の減少をもたらしことになるため樺太材の移出業者の反発を招

36) 同前書、670頁。

37) 前掲『樺太林業史』148～150頁。

38) 『帝国議会貴族院委員会速記録』昭和編8(臨川書店、1990年)197頁。

39) 「昭和4年の樺太材の移入」(大日本山林会『山林』571号、1930年)90頁。

40) 「樺太材の内地移入量」(『山林』591号、1932年)91頁。

41) 「樺太材島外移出量の制限」(『山林』第596号(1932年)106頁。

いた。この事情を「内地産業を圧迫する樺太林政の改革—移出の制限を漸進的にと木材業者陳情す」と題する当時の新聞記事は次のように伝えている。

一ヶ年の伐採量を一千万石（立木）に止め、内八百万石を製紙原料に振り当て、残余の百五十万石で島内製材工場等の需要を充し、内地移出は僅々五十万石とする方針をとり、昌谷前長官からこれを声明した。…かくすれば内地へ積み出され木材として市場に出回る数量は〔丸太に換算すると〕僅か25万石内外を出ないこととなり、直接内地製材工場に関係あるもの約三千人、間接に関係あるもの十万人（伐採、造材人、これに干与する商人、樺太材積取従事員、沖仕、舁人夫、検尺に従事する者等）の生活に脅威を与えるに至り、中にも樺太材積取のため北洋に赴く貨物船腹は八十万トン乃至百万トンを算するに、移出激減の上は…不況の海運界にとっても大打撃である。

現在樺太材（エゾ松、トマ松）の主要用途は製紙用パルプの外に、ビール、サイダー、茶、梨、蜜柑等の箱製造、建築用のヌキ、タルキ、堰板等で、米材より遥かに低廉なため、多大の需要を見てゐるので殊に茶箱はインドへ年300万円も輸出されてゐるから…産業上由々しき大事とあって、過般北洋木材協会幹部は船主協会の了解を求め、豊田新長官に陳情する等凡ゆる手段を講じて政策変更の漸進的ならんことを望んでゐる⁴²⁾

伐採立木の配分は先の樺太庁の説明と異なっているが、樺太材の移入制限が第一次大戦後の海運不況をいっそう深刻化させるとともに、茶箱輸出を減少させて外貨獲得を困難にするとの指摘は興味深い。

またこの問題については、少し論調が異なる別の記事もある。

樺太庁が来年四月から樺太材の加工工場以外の島外輸出を禁止する意嚮がある事が発表されて以来各方面に猛烈なセンセーションを起し特に我海運界に

於て出荷の大宗であり年々社外船腹の三分の一は是が為め消化されて居る關係上非常の恐慌を来していることは既報の通りであるが〔製紙会社も船舶業者も〕今のところ何等の支障なく或る程度まで樂觀して居る、と云ふのは〔製紙材料は〕米材、沿海州材、朝鮮材の方に意を注ぐ事になり且つ王子製紙の如きは沿海州材の私下に対してサウエート商務官に是が交渉を開始してゐるとのこと…〔また船舶業界では〕仮令樺太材がいよいよ禁止となつても…今後北米沿海州、朝鮮台湾等と船腹を分割するは却つて市況を善導するために十分効果ありと一部当業者間では観測されてゐる⁴³⁾。

つまり製紙、船舶業界とも、樺太材の代替がみつければ困難は解消できるとしているのであるが、注目されるのは沿海州材の獲得である。この記事が掲載された翌年の1927年2月の日ソ森林利権協約の調印によって、かねて日本の林業シンジケートがソ連政府と交渉して伐採権を獲得していた北緯48度から50度半にいたる沿海州地方の約110万町歩の森林が開発されることになったのである。この事業を手がけたのは同年10月に資本金500万円で設立された露領林業株式会社で、王子製紙や富士製紙、それに樺太工業の役員が大株主に名を連ねている。同社の目論見書によれば、払込資本金250万円を利権獲得費17万円、ソ連政府への納付金87万3千円、設備費及び運転資金144万7千円に用い（うち運転資金の不足分100万円には借入金をあてる）、丸太を年間60万石伐採する計画であつた⁴⁴⁾。

しかしこの開発はコスト高と木材価格の下落によって開始当時から困難を極め、翌28年には伐出事業をロシア側の極東林業トラスト（ダリレス）に委譲する交渉が持たれるまでになる。そして露領林業は巨額の損失を出して1931年5月に解散をむかへ、日本資本による沿海州材の

43) 「製紙会社と船主が一齐に起こつて反対運動」（『大阪時事新報』大正15年9月2日）。

44) 露領林業株式会社創立事務所「露領林業株式会社設立趣意書 目論見書 定款」

45) 『北洋材経済史論』260頁

42) 「内地産業を圧迫する樺太林政の改革」（『大阪毎日新聞』大正15年8月27日号）

開発は途絶えてしまう⁴⁵⁾。とはいえ日本の木材市場の拡大ともに、樺太の過剰な森林処分の結末としての移入制限策の提起は、その代償を周辺部へ向けるといういわば木材を媒介とする帝国経済圏の拡大という構図をつくりあげたのである。

内地間取引を扱う中小海運業者と製材会社によるこのような反対意見もあったが、当局はこの「改革」をさらに徹底させるため、1929年11月に樺太を視察した小坂拓務次官は次のような施策を講じた。まず行政当局からみて、森林払下が当業者を相手とせず政治的利権関係によっておこなわれているため、私下木材の転売による不正利得の獲得者が続出し、さらに払下が東京で図面で処理されるので森林地帯ではない場所が払下の対象になることがあるとの弊害を指摘し、こうした転売を防止するためにパルプ用材と一般用材の丸太の寸法を変えるという方策を打ち出した⁴⁶⁾。要するに移出材を厳しく規制する措置をとろうとしたのである。

そして1931年12月、若槻民政党内閣が金解禁政策の失敗の責任をとって総辞職したのをうけて犬養内閣が成立、岸本正雄が新長官に任命されて32年5月から本格的な林政改革がおこなわれることになった。その要点は、①林地区分の確立、②島外輸移出数量統制、③立木売払単価画一制の廃止、④立木売払調査方法の改善であった。

ところが岸本は同年7月に突然更迭されて、この改革案は8月に永井柳太郎拓務大臣の声明として出されことになる(新長官は今村武志)。

この拓務省の樺太林政改革案は、①施業案を編成して森林経営の根本方針を確立する、②農林適地区分を速やかに完成する、③実際伐採量と予算上の伐採量を一致させる、④官行斫伐事業を漸次拡張する、⑤林務関係経費の増額、⑥年期売払制度の廃止、ただし既往の契約は存続する、⑦国有林産物の処分はできる限り競争契

約とし随意契約は極力制限する、⑧失業救済を考慮する、⑨前各項の実施に伴う歳入の減少と歳出の増加は一般会計から補充する、⑩林務行政に関して樺太庁長官に対する拓務大臣の監督を特に嚴重にする、というものである。

永井によれば、樺太の森林私下は従来主として随意契約により年期売払の方法を採ったのみでなく、その伐採に関しても種々情弊が纏綿した結果、木材の乱伐盗伐が行われその伐採量は往々にして契約量の倍額に達したといわれている。これら濫伐された樺太材の内地移入は内地の木材市場を不当に圧迫し農山村の生活を脅かし、またその払下が随意契約であったため、木材を利用する意思能力無きいわゆる利権屋が縁故運動によって不当な伐採権を獲得しているという非難を惹起した。したがっていま森林更新の努力をしなければ今後12、3年で木材は伐採し尽くされ、パルプ工業など木材に関係する産業は衰微して失業問題が発生するのであり、その対策は急務なのである⁴⁷⁾。

このような拓務省主導の林政改革は、最終的には翌33年4月に発足した樺太開発に関する総合的政策を答申するための「樺太拓殖調査委員会」(会長永井拓務大臣)の第2部答申としてまとまった。すなわち4月の同委員会第2回の会議で、委員会の第2部を林業政策を答申する部会とし、委員に本多静六(東京帝国大学名誉教授)を主査とする7人(北海道帝国大学農学部教授・高岡熊雄、同・穴戸乙熊、王子製紙社長・藤原銀次郎、樺太鉱業重役・牧田環、三宅康次、東大農学部教授・嶺一三=本多の助手)を選出した。そしてこの部会は同年夏に樺太森林の実地調査を行い9月に以下のような答申を出している⁴⁸⁾。

〔樺太のエゾ松、トド松は〕我が国有数ノ森林宝庫ヲ形成ス。即チ此等森林ノ生産ハ樺太全島産業収入ノ大宗トシテ実ニ〔樺太〕庁財政ノ根幹ヲ成ス。

47) 以上『樺太林業史』158頁。

48) 以下は「樺太拓殖調査委員会答申及説明書 第2部(林業)」(1933年)による。

然ルニ大正三年以降、伐採量頓ニ増加シ、標準年伐量ヲ越ユルコト正ニ数倍ノ多キニ上レルモノアリ。更ニ大正八年以来発生セル虫害ト頻発セル山火、及盗伐等ノ被害ヲ加算スルトキハ、領有当時ノ森林資源ノ過半ハ既ニ消盡セリト謂フヘシ、特ニ南部地方ノ森林ニ至リテハ、殆ト其ノ大部分荒廃ニ帰シ、又昔日ノ傍ヲ留メサルニ至レリ。幸ニシテ北部地方ニ於テハ尚豊富ナル森林ノ存スルモノアリテ針闊葉樹ノ利用可能材積、合計五億六千六百餘万石ヲ数フルヲ得ヘシト雖モ、今ニシテ林業ノ根本的刷新ヲ計リ資源保護ノ道ヲ講スルニアラスンハ、折角興リタル工業モノノ基礎ヲ覆サレ、水産、農業、鉱業等ニモ幾多重大ナル支障ヲ與フルニ至ルヘシ。

そしてこのような認識を踏まえて次の諸点にわたって改革を提起する。

1. 林野区分調査
2. 国有林の経営方針—造林は天然更新、殊に弱度の斫伐作業を原則とし、未立木地または天然更新の見込みがない伐採跡地では人工造林を行う。また標準年伐量は針葉樹1108万石とする
3. 官行斫伐事業の拡張
4. 部分林及び私有林の設定
5. 保安林の設定
6. 木材の需給統制—年伐量1108万石に4帝国大学の演習林の年伐量86万石を加えてもパルプ資材、島内地方用材、坑木需要に不足を来す恐れがあるため、林力の増進、消費の節約、北樺太、沿海州、満洲材の輸入を促進してパルプ資材の補填を計る。また演習林からの産出材はなるべく島内需要に向ける
7. 林務機関の刷新
8. 林業試験の拡張および林業教育機関の設置
9. 森林費の増額

1926年に提起された年間伐採量約1100万石という数値がここでも採用されている。より具体的な需給計画では、王子製紙の島内工場用資材780万石、日本人絹パルプ工場用資材160万石、島内地方用材および坑木用材が40万石、計980万石を島内需要に向けることとした。そのほか演習林材が島内向けに86万石あるので内地向け移

出材はわずか214万石、丸太換算約100万石にとどまる計算となる。

これら1932年から33年に発表された一連の改革を比較検討すると、まず問題となっている樺太材の内地移出の統制に関しては、拓務省の改革案では具体的な数値が示されているわけではなく、拓殖調査委員会案ではなにもふれていない。しかし年間伐採量を確定した段階で先ほどの計算にある年間200万石という数値が出てくる。ところが表13によれば、移出量は1934～36年度で650万、440万、360万石で総額は減少しているとはいえ、立木に換算すると年間700～1300万石にもなる。また年間伐採量は拓殖調査委員会案の1000万石の2倍の2000万石を越えているのである。したがってこのような伐採量と移出量の制限策は事実上は何の効果も上げえなかったとみることができる。

ただし、岸本改革案の立木売払単価画一制の廃止については、パルプ材の箇所ですでにふれたように、搬出の便否・木材の良否・市況の変化に無関係な単一標準単価制を改め、内地樺太間の運賃を調査して樺太海岸相場を算出し、さらに海岸実際取引相場を参考にして払下单価を設定して実行に移された⁴⁹⁾。また拓相声明にある年期売払制度の廃止（既契約分については継続）も実施に移された。

相対的に王子製紙に対して優先的に樺太材を払下げる結果となるこの改革に対しては、特に内地の木材関係業者から反発がおこった。1935年7月の新聞は次のような消息を伝えている。

一、最近樺太庁は木材関係業者に払下げ契約を一
切中止して居るため、昭和15年度以降に於ては島外
材としての移出は全然中止せられる、之がため南洋
材其他を以て補充し得ざる北洋材の市場供給が中止
されることになるがこれは木材業者によって開発せ

49) 実際には、海岸相場から伐木造材費、搬出費、金利利益等を経費として差し引き歩留まりを掛けて資材単価を産出している（『第65議会説明資料』北海道立文書館所蔵『昭和9年度樺太庁予算関係資料』による）。

られた樺太の歴史を無視する暴政である。

一、昭和15年以降樺太の森林資源は島内消費財を除き王子製紙一手の独占となるのであるが自由経済の限界に於てパルプ資源の独占を認めることは一方低為替政策を採って居る我が政府としては消費者の利益を顧みざる暴政である

一、樺太庁は木材業者よりも製紙業の方が人口維持（樺太の人口は僅々三十万人）に効果ありとの理由によって王子製紙偏重主義の政策を採用して居るこれに対して樺太庁は、現有森林材積を6億石に計算しておりこの材積では林政再検討の余地はない、しかし数年来の飛行機による調査によって約2億5千万石の材積を増加しえる事が近く明らかになっているので、樺太の林政は幾分緩和しえると答えている⁵⁰⁾。

確かに表13にあるように立木伐採量で1932年度から34年度にかけて500万石を越えていた島外製材用材は、35年度以降400万石代に低下し、丸太換算移出量も35～36年度では400万石から350万石に低下している。その意味では年間伐採量はまさに林政改革が開始された34年度に2000万石の太台に乗ったにもかかわらず、樺太材の内地移出はようやく低下をたどったといえるのである。

9. 歳出構造と樺太拓殖計画

表1に戻って、戦間期の樺太財政の歳出の趨勢を調べると、1921年度から22年度にかけていったん大きく膨張した後、27年度までは1800～1900万円台で落ちつき、その後28年度に一挙に2500万円台になる。そして34年度まで2000万円台の水準を維持し、その後は日中戦争勃発直前の36年度にかけて再び膨張を記録する。

この歳出の趨勢を目的別分類したのが表14である。樺太の場合、財政規模そのものがそれ程大きくなく、官業部門を別に取り出して分析する

とかえって全体が見えにくくなるので、あえて歳出項目全体を掲げた。また戦間期といっても歳出科目によっては年度によって所属する「款」を異にする場合があるので、とりあえず当該期を1920年度から26年度、27年度から33年度、そして34年度から36年度までの三期に区分して検討を加えることにする。

まず1920年度から26年度の動きとしては、1922年度にそれまで「樺太庁」の款に埋もれていた警察費と教育費、そして現業費がそれぞれ独立した款となり、さらに現業費は「通信」「鉄道」「医院」「農事試験場」「水産試験場」「測候費」などで構成される。そのうち表では大部分を占める通信と鉄道だけを取り出した。なかでも鉄道の比重が高い。鉄道の営業経費が増加するのはその営業距離が伸びるからで、特別事業費の中の鉄道建設費も1922年度から28年度にかけて毎年200万円程度が支出されている。いうまでもなく、鉄道の建設改良には公債収入が充当されるのであって、表2では1924年度と28・29年度を除いて150～200万円程度の繰入となっている。したがって歳出で国債整理費もそれだけ膨らんでいく。

そのほか公共事業関係では20年代の初頭では稚内対岸の大泊、西海岸の本斗、真岡港の修築費が目立つ。道路関係費はそれほどでもない。つまり樺太の資本主義化の基礎工事はまず港湾設備の拡充から始まり、鉄道の建設がこれに続く。そしてこれらのインフラ投資は特に1920年代の初期に集中的におこなわれるが、同年代末期になるといったん収縮に向かう。すなわち特別事業費は1930年度には200万円を切り、1933年度にようやく200万円台に回復するのである。

森林関係では、1922年度からいわゆる虫害木を丸太にして払下げた官行斫伐収入に対応して官行斫伐費が29年度まで計上されている。表2の歳入項目にある官行斫伐収入の数値と重ねあわせてみると、1922～36年度でそれぞれ797,193,2752,914,98千円の収益を記録しているが、翌27年度からは支出超過になっている。

50) 「樺太の林政改革」(『東京朝日新聞』昭和10年7月11日)。

表14 歳出構造(1) 1920—33 (その1)

(1,000円)

	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926
樺太庁	2,963	4,454	1,099	1,130	1,159	1,211	1,385
教育費	—	—	681	786	877	1,130	1,335
警務費	—	—	347	359	358	403	517
現業費	—	—	—	—	4,246	3,881	4,016
通信	—	—	—	—	987	1,195	1,348
鉄道	—	—	—	—	2,814	2,183	2,170
国債整理	192	450	814	1,061	1,145	1,301	1,408
事業費	—	—	2,189	2,253	2,415	2,507	2,757
事務費	204	297	323	401	371	367	458
官繕土木費	1,146	952	720	852	1,033	1,193	902
拓殖費	899	969	924	999	990	946	1,397
官行斫伐費	—	—	3,018	2,912	2,573	2,562	1,253
特別事業費	2,298	4,071	6,702	5,637	4,718	3,781	3,711
港湾修築費	321	1,251	2,315	2,051	1,317	929	833
本斗港修築費	—	367	434	347	171	177	12
大泊港修築費	60	1,048	948	1,253	902	520	546
真岡港修築費	—	106	933	451	244	232	275
鉄道建設費	1,945	1,260	2,423	2,902	2,929	2,188	2,322
鉄道改良費	—	—	1,694	349	203	331	14
電信電話改良費	—	—	—	—	104	118	199
道路開削費	—	—	97	122	77	87	149
船溜修築費	—	—	99	15	84	134	189
歳出総計	8,285	7,147	12,025	19,284	19,278	18,059	17,734

大蔵省『樺太庁特別会計歳入歳出決定計算書』各年度版により作成。

備考：小文字は内訳を示す。以下同じ。

経済開発関係の経費では、これらの間接的支出のほかに直接的な機能を果たすものとして拓殖費がある。表15でもう少し詳しくその内訳を調べると、さきの森林経営費のほかに採炭費と勸業費、そして調査費などが目につく程度で、直接的経済関係費の支出は低調である。

つづいて27～33年度はどのような趨勢をみせるのか。行政関係で特にめざましい膨張をみせるのが教育費であり、その中身は小学校の教員の給与である。警察費の比重は相変わらず低い。その他1930年代に入ると、恩給費や時局匡救事業としての失業対策費が計上される。

20年代以降文字どおり樺太財政を支えた森林収入に対応する林務関係の支出は1930年度に「林務署」が森林行政を統括する部署として登場するまでは基本的には計上されていなかった。厳密には同表の事業費にある「拓殖費」に「森林経営費」が含まれており、同費がこの機

能を果たしていたのであるが(表15)、多い年度で50万円程度であった。拓殖費では1930年頃からは土地改良費が増加し、樺太移民が増加したことをうかがわせる。その他補助費の額が大きいが、その内訳は資料がこれ以上の細かい分類をおこなっていないため不明である。

1933年度までのインフラ投資を担った特別事業費は翌34年度から「樺太拓殖事業費」と名前を変え、金額も600万円と大幅に増加して計上されている。この樺太拓殖事業とは、先に林制改革の箇所でも説明したように、1933年4月から9月にかけて開催された樺太開発に関する拓務大臣の諮問委員会である「樺太拓殖調査委員会」の答申にしたがって実施された事業である。

同委員会はその名の通り樺太の経済開発を推進することを目的に設置されたが、その背景には樺太庁の財源の枯渇にたいする強い危機感があった。すなわち4月の第1回委員会で拓務大

1920—33 (その2)

(1,000円)

	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933
樺太庁	1,530	1,843	1,734	1,437	1,296	1,298	1,257
教育費	1,569	1,738	1,984	2,039	1,910	1,974	2,054
警務費	539	600	726	711	770	791	814
林務署	—	—	—	2,060	1,323	1,504	1,482
現業費	4,451	6,053	7,111	6,714	6,483	6,439	6,822
通信	1,552	1,742	1,963	1,896	1,791	1,775	1,789
鉄道	2,356	3,751	4,680	4,433	4,340	4,343	4,675
中央試験所	—	—	403	424	326	323	331
恩給負担金	—	—	—	—	152	156	193
国債整理	1,504	1,558	1,639	1,985	2,014	1,877	1,930
事業費	3,605	4,038	3,138	3,456	1,847	1,918	1,081
事務費	478	487	588	615	483	442	344
営繕土木費	1,058	1,069	1,554	1,905	680	674	474
拓殖費	2,067	2,481	996	935	683	801	263
官行斫伐費	2,245	2,473	867	—	—	—	—
補助費	—	—	2,307	2,467	2,396	2,335	2,194
特別事業費	3,551	2,958	2,567	1,939	721	1,322	2,054
港湾修築費	679	146	—	—	—	—	—
鉄道建設費	1,959	2,026	1,027	954	109	—	—
鉄道改良費	222	2,583	2,404	709	182	402	407
電信電話改良費	346	316	596	300	270	227	252
道路開削費	229	228	777	486	221	567	873
道路改良費	—	—	521	336	18	146	320
船溜修築費	335	240	165	198	129	526	608
土地改良費	—	—	—	—	—	—	475
国有林事業経営費	—	—	—	—	—	—	488
樺太拓殖調査費	—	—	—	—	—	—	23
失業救済事業費	—	—	—	—	1,339	51	—
道路新設改良費	—	—	—	—	915	25	—
船溜新設改良費	—	—	—	—	424	25	—
歳出総計	19,982	25,691	28,587	24,629	21,179	20,863	22,214

『決算書』により作成。

臣の永井柳太郎は次のような挨拶をしている。

従来樺太庁ノ財政ハ其ノ財源ヲ森林収入ニ求ムル
所多キニ失シ歳入ノ約三分ノ一ハ之ニ負フ状態デア
リマシタガ林力ノ現状ニ考ヘマシテ既ニ林政改革ヲ
断行シ相当之ガ伐採量ヲ制限スル事トシ従来ノ如ク
多額ノ財源ヲ森林収入ニ期待セザルコトニ致シマシ
タコノ点ヨリ考ヘマシテモ各種産業ノ発達ヲ促シ、
以テ庁財政ノ基礎ヲ確立スル要切ナルモノガアリマ
ス⁵¹⁾

そして表16にあるように、道路開鑿費から燃料資源の調査費まで15項目が挙げられてその支

出予定総額は1億6千200万円に上った。そのなかでも国有林経営費、産業振興費、港湾修築費が3本柱で、以下鉄道建設、土地改良、道路開鑿費と続く。そしてその財源については、道路の建設改良と鉄道の建設、港湾の修築は全額公債支弁であり、鉄道の改良、産業の振興、国有林の経営は一般財源を充てるという計画であった。またこの15年計画の初年度となる1934年度に限っていえば、国有林事業経営費120万円を最大費目にして、産業振興と土地改良がそれに続いている。

表17は翌1935年度から40年度までの各事業の年度割りで、総額は各年度とも1100万円から1200万円であるが、項目別では産業振興費がか

51) 『昭和八年自四月二十六日至九月二日 樺太拓殖調査委員会議』の拓務大臣挨拶。

(2) 1934—36

(1,000円)

	1934	1935	1936
樺太庁	1,279	1,309	1,392
教育費	2,152	2,259	2,409
警務費	1,618	850	858
林務署	1,595	1,748	1,943
現業費	7,457	7,786	8,378
通 信	1,823	1,877	1,949
鉄 道	5,270	5,507	6,052
中央試験所	333	330	361
恩給負担金	253	311	339
国債整理	2,068	2,198	2,343
営繕土木費	698	804	945
補助費	1,759	1,782	2,144
樺太拓殖事業費	6,039	7,621	9,863
道路開削費	843	837	891
道路改良費	397	393	444
鉄道建設費	—	755	1,401
鉄道改良費	298	467	806
港湾修築費	315	1,074	1,335
船溜修築費	559	512	706
船溜改良費	48	980	97
河川改修費	47	49	46
電信電話改良費	705	377	379
植民費	451	479	504
土地改良費	586	630	891
産業振興費	519	681	1,030
水産増殖事業費	95	135	164
国有林事業経営費	1,045	1,073	1,087
燃料資源開発助成費	123	51	55
一般会計繰入			1,450
歳出総計	24,700	27,462	33,228

なりの比重を占めている。

同経費の年度別の細目は表18にある。農業奨励としては甜菜試験耕作費、畜産奨励としては貸付家畜購入費が、そして水産奨励費では鮭鱒人工孵化事業助成費や冷蔵事業奨励費が主な経費である。したがって樺太庁のめざす財源確保策としての産業振興といっても、甜菜や鮭鱒の人工孵化と酪農程度ではその効果はほとんど期待できないといつてよい。

では拓殖事業費は実際にはどのように支出されたのか。表14に戻って1934年度から36年度の後期の歳出の動向をみよう。まず国有林事業経営費は一貫して多額であるが、それでも表17にある当初の年度割りの約7割程度にとどまって

いる。その他産業振興費も当初予算の約半額にしかすぎず、土地改良費や燃料資源調査費と同様低調である。その反面、鉄道建設費と港湾修築費は予定額とほぼ同額かそれを上回る支出がおこなわれている。結局、樺太の拓殖事業とは実際にはインフラの投資にすぎず、財源の確保という点からみた林業に代わる新産業の勃興などは実現できなかったというべきである。そのことは換言すれば歳入構造上森林収入の意義は決して低下せず、戦時経済の進展とともに膨張する樺太財政を支える唯一の財源となることを意味するのである。

まとめと展望

戦間期の樺太財政は、歳入では官業収入、それも圧倒的な森林収入が全体を支えていた。その他の官業には鉄道や電信があったが、収益を計上するにはいたらなかった。さらに森林収入と関連して松毛虫の被害木を短期間に払下げた官行斫伐収入も1920年代の後半には大きな金額であった。また官行斫伐事業がその実施に費用を伴ったので斫伐収入がそのまま歳入となるわけではなかったのに対して、森林の払下収入は基本的には事業経費を伴わなかったのでそのまま歳入として確保できたのである。

森林収入にはパルプ資本に払下げる年期売払と製材会社に払下げる一時売払の二つの形態があり、全体を通じては年期売払が主流となっていた。ここで王子製紙をはじめとする製紙資本は極めて異常な造材歩留率を維持することによって実質的には払下单価をはるかに下回る価格でパルプ資材を獲得することができた。また一時売払は、関東大震災後の日本の木材市場がいわゆる北洋材市場を活性化させたことによって異常に多額となり、払下げの過程で様々な疑惑と汚職を発生させたのであった。

1925年の森林調査の結果、樺太の森林材積は激減していることが判明し、樺太庁は驚愕した。そして一時売払にみられる極めて不明朗な払下

表15 拓殖費の動向

(1,000円)

	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927
土地改良費	—	—	—	—	—	—	—	139
漁場測量費	—	—	—	—	—	—	2	2
区画測量費	10	14	17	26	26	28	25	—
植民地選定費	—	1	1	1	0	1	—	11
植民費	23	24	33	45	45	53	72	117
植民地区画費	—	—	—	—	—	—	33	28
森林経営費	—	344	117	198	179	164	460	485
勸業費	15	38	120	81	78	185	183	224
調査費	148	10	17	78	53	26	20	121
採炭費	278	53	71	79	45	8	11	11
補助費	423	482	545	487	560	477	603	926
計	897	966	921	995	986	942	1409	2064

	1928	1929	1930	1931	1932	1933
土地改良費	137	326	384	310	459	475
漁場測量費	2	3	1	0	1	0
植民地選定費	17	25	7	2	0	1
植民費	107	107	91	35	35	26
植民地区画費	31	28	21	13	16	17
土地処分費	—	12	7	7	6	6
開墾地検査費	—	6	20	7	4	5
森林経営費	490	386	325	255	234	153
勸業費	217	24	15	17	10	8
調査費	116	75	58	34	33	43
採炭費	8	0	0	—	—	—
補助費	1,352	—	—	—	—	—
計	2477	992	929	680	798	734

『決算書』により作成。

表16 拓殖事業費の内訳

(1,000円)

	総額	比率	公債支弁額	補充金および 一般財源支弁額	9年度 予算計上額	9年度 公債支弁額
道路開鑿費	15,079	9.3	15,079	—	850	733
道路改良費	11,210	6.9	11,210	—	400	329
鉄道建設費	17,701	10.9	17,701	—	—	—
鉄道改良費	8,578	5.3	289	8,288	300	289
港湾修築費	21,525	13.2	21,525	—	350	—
船溜修築費	6,400	3.9	513	5,887	563	513
船溜改良費	1,200	0.7	0	1,200	49	—
河川改修費	2,500	1.5	2,500	—	50	—
電信電話拡張改良費	2,236	1.3	2,236	—	480	480
植民費	10,134	6.2	0	10,134	500	—
土地改良費	15,258	9.4	479	14,778	600	479
産業振興費	22,860	14.0	0	22,860	695	—
水産増殖事業費	2,737	1.7	0	2,737	100	—
国有林事業経営費	23,996	14.7	675	23,321	1,163	675
燃料資源調査費	1,500	0.9	—	1,500	164	—
合計	162,918	100.0	72,207	90,705	6,264	3,498

(樺太庁『昭和9年度樺太拓殖事業予算と樺太拓殖十五箇年計画概要』(1934年)により作成。)

表17 拓殖事業費の年度割

(1,000円)

	1935	1936	1937	1938	1939	1940	項目別計
道路開墾費	896	996	896	896	896	996	5,576
道路改良費	652	682	682	682	682	682	4,012
鉄道建設費	1,298	987	1,064	1,033	1,068	1,054	6,504
鉄道改良費	807	817	846	670	624	681	4,445
港湾修築費	1,145	1,440	1,540	1,540	1,540	1,540	8,745
船溜修築費	801	561	561	561	561	1,385	4,430
船溜改良費	49	109	109	109	109	109	594
河川改修費	64	114	114	129	129	134	684
電信電話拡張改良費	400	400	400	400	400	0	2,000
植民費	894	905	904	668	650	658	4,679
土地改良費	1,217	1,134	1,165	1,162	908	922	6,508
産業振興費	2,194	2,214	2,334	2,085	1,870	1,657	12,354
水産増殖事業費	208	171	167	173	178	180	1,077
国有林事業経営費	1,868	1,777	1,767	1,776	1,774	1,791	10,753
燃料資源調査費	290	260	230	230	200	0	1,210
合計	12,783	12,567	12,779	12,114	11,589	11,739	

樺太庁『樺太拓殖に関する計画説明概要』(1934年)により作成。

表18 産業振興費の内訳

(1,000円)

俸給事務費	6,641
産業基本調査費	1,384
販路調査拡張費	1,916
農業奨励費	3,954
甜菜栽培奨励金	1,409
農産加工奨励補助	626
製粉事業助成費	553
農具購入費補助	437
畜産奨励費	3,532
貸付家畜購入費	1,419
家畜購入補助	769
種牛馬生産貸付事業費	449
水産奨励費	4,898
鮭鱒人工孵化事業補助	1,184
昆布増殖補助	750
燃料工業奨励費	715
合計	22,860

『計画説明概要』により作成。

げを取り締まる措置を講じるが、依然として盗伐材を含む内地移出材は莫大な量に達していた。

こうした事態に対して樺太庁は、それまで実際には払下を管理する監督官庁がなかったという反省を踏まえて、森林行政を統括する部署として林務署を1930年に設置した。ここに樺太の森林行政はある程度の経費の裏付けを持って一応の組織を整えるのであるが、昭和恐慌が一段

落した1934年からは再びパルプ資材用の売払が激増し、森林の伐採-売払量は年間2000万石を突破した。その量は森林調査以後樺太庁が安定的な森林収入の確保のためにうちだした伐採目標年間1000万石の2倍にもなっていたのである。

森林の払下収入によって支えられた樺太財政は、1920年代には木材の移出と島民の日常生活物資の移入を担う港湾と鉄道建設に積極的な投資をおこなった。しかし移民の増加を呼び込むような経済関係費の支出は概して低水準に終始した。そして経済開発関係費そのものも20年代末には頭打ちになってしまう。

1930年代初頭の不況下で沈滞する樺太経済を立て直すとともに、森林収入に代る新たな財源確保政策として34年度から始まるのが「樺太拓殖15ヶ年計画」である。同計画は鉄道建設や港湾修築などのインフラ投資に力点をおくとともに、鮭鱒の養殖事業や甜菜の栽培を「殖産興業」として位置付けたが、産業として根付き、財源を涵用するという点ではほとんど効果はなかった。

その一方で、パルプ生産は日本が戦時経済に突入する1938年をピークに下降線をたどり、それ以降の樺太経済はおそらく石炭の生産と内地

移出に再編されていくことになるとおもわれる。パルプの島-樺太の変貌が始まるのである。

(付記) 本稿を執筆するにあたって、王子製紙

の社有林を分析して『大規模林業経営の展開と論理』(1991年, 日本林業調査会)を上梓されている元王子製紙(株)の大嶋顕幸氏には、林業の基礎知識を教わった。記して謝意を表する。